

資料 C

(Y902A19)
平成24年1月6日

京都市立学校・幼稚園長 様

京都市教育委員会
教 育 長
(教職員人事課 222-3781)

教職員の健康の保持・増進に向けた取組の再点検及び徹底について

このたび、本市教諭が平成21年11月に死亡した件について、研究発表会前の時間外勤務が大きな要因であるとして、地方公務員災害補償基金から公務上の災害との認定がなされました。

本市では、平成23年4月13日付け「(Y902A19)『時間外勤務の縮減等による教職員の健康の保持・増進について(通達)』」でも示すとおり、これまでから事務の効率化等による時間外勤務の縮減、独自予算による教員配置など教育環境・勤務条件の向上に努めるとともに、各校・園においても、行事の精選や会議等の効率化、校務分掌の見直し、年次休暇の取得促進等に取り組まれてきたところであります。

教職員の健康は、子どもたちの健やかな成長はもとより、授業をはじめとする教育活動の充実や学校運営にとって欠かせないものであることを改めて認識していただき、上記通知も踏まえ、今一度、教職員の健康の保持・増進に向け、下記項目の再点検及び徹底をお願い致します。

記

1. 業務の進め方や校務分掌などの見直しや教職員の意識改革を進め、学校運営の一環として時間外勤務の縮減に取り組むこと。
(取組例) 定時退校日・退校時間、部活動休止日の設定、校務分掌の統廃合や会議の効率化、行事や研修等の精選、ボランティアや地域団体・学校運営協議会等との連携や活用
2. 時間外勤務の把握制度(チェックシート)や教職員との面談などを活用し、教職員一人ひとりの勤務状況や健康状態の把握を行うこと。また、定期健康診断の悉皆受診や要精検者への受診指導を徹底すること。
3. 週休日の振替及び泊を伴う行事での勤務時間の割り振りについては、時間外勤務の縮減及び教職員の健康の保持・増進を図るという制度の趣旨を含め、教職員へ周知すること。また、必ず事前に振替等を明示し、振替・割り振りを実施すること。
特に長期宿泊・自然体験推進事業の実施にあたっては、実施前後における校内会議・研修等の削減や部活動の休止、実施後の当該学年での授業カットなど、一層の環境整備を図ること。
4. こうした取組を徹底したうえで、なお長時間勤務となった教職員に対しては、労働安全衛生法に則る健康管理医による面接指導の実施など、教職員の健康管理について必要な措置を講じること。